

令和3年5月11日（火）

緊急事態宣言発令期間延長に伴う『新型コロナウイルス感染症』への対応について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

このたび、兵庫県に出されていましたが「緊急事態宣言」が今月末まで延長されることが決定されました。

つきましては、県教育委員会からの通知内容を踏まえ、下記のとおり、教育活動等を進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、これまでの対応と異なる箇所には、波線を引いています。

記

1 教育活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。
- (2) 県外における教育活動は、行いません。
- (3) 校外から大人数を呼び込むような校内行事（学校説明会、授業参観等）は、原則、行いません。
- (4) 感染防止の観点から以下の点に留意し、教育活動を実施します。
 - ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
 - ・各教室で可能な限りの間隔を確保します。
 - ・マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
 - ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
 - ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
 - ・下校時は、寄り道をすることなく帰宅するように徹底すると同時に、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

2 部活動【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

- (1) 部活動は、平日4日2時間以内かつ校内のみでの練習とし、18時30分には完全下校するように徹底します(定期考査に係る活動制限は別途生徒に指示しています)。
- (2) 土日の部活動は休止とします。
- (3) 他校との練習試合は実施しません。
- (4) 合宿等の宿泊を伴う活動を実施しません。
- (5) 更衣室・部室でのミーティング時等にはマスクを着用させます。
- (6) 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう徹底します。
- (7) 高体連、日本高野連等の公式戦出場に伴う部活動については、大会初日の3週間前からの練習において、以下の点を状況に応じて緩和することとします。
 - ・他校との練習試合は原則実施しません。
 - ・土日の部活動は、いずれか1日の実施かつ3時間以内の練習とします。

3 感染防止対策【令和3年5月12日(水)～令和3年5月31日(月)】

学校への登校は、これまで同様に次の通りとします。

- ・生徒に毎日の登校前の健康観察を、改めて徹底します。
- ・生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている者がいる場合には登校しないことを徹底し、**出席停止**の扱いとします。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)

- ・出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。
- ・学校内のみならず、登下校時(交通機関利用時を含め)もマスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。

【その他】

- ・習い事の事業者でとられている感染対策を遵守するように指導します。
- ・習い事であっても本人はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている者がいる場合には参加しないように指導します。
- ・習い事への行き帰りにあってもマスクの着用を徹底するように指導します。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅するように指導します。

4 心のケア

- (1) きめ細かな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなどし、生徒の心身の健康に適切に対応します。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を図ります。
- (3) 県教育委員会の通知に基づき、経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品を配布します。詳細が分かり次第、別途お知らせします。